任意後見制度とは？

行政書士／認定終活アドバイザー

フォーチュンクッキー法務事務所

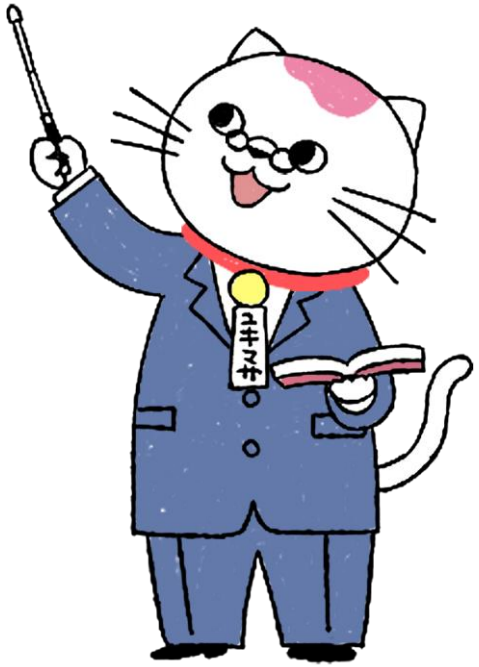

任意後見制度を簡単に説明いたします。

任意後見制度とは、“**ご本人に十分な判断能力**”があるうちに、判断能力が低下した場合に

そなえて、あらかじめ“**ご本人が自分で選んだ人**”に、自分に代わってしてもらいたい事を

一緒に“**契約で決めておく**”制度を任意後見制度といいます。

法定後見制度とは違い、自分の選んだ人は
後見人となってくれる。
裁判所の判断は不要です。

一般的に報酬費用のかからない、親族を
選ぶことが多いようです。

任意後見人を選んだ後にすること

POINT①　してもらいたい事を決める＝代理権目録を作成する

任意後見制度は、将来、ご本人の判断能力が低下したときにそなえるための制度ですので、

後見人となる方と**よく話し合って代理権（代わりにやってもらう事）の範囲**を決めていきましょう。

代理権目録（代わりにやってもらう内容を書いた書類）をより専門的に、安全なものとするには

専門家のサポートを受ける事をおすすめします。

任意後見制度とは任意後見人とご本人が契約するという形式をとりますので、原則として、

代理権目録に書かれてある部分においてのみ代理権を有することになります。

解りやすくいいますと、ご本人のさじ加減で決めることができるという事です。

代理権目録を作ったらどうすればよいか？

POINT②　任意後見契約は、公正証書により締結されます。

公正証書とは、公証役場の公証人が作成する証書のことです。

公正証書によらない任意後見契約は無効となります。

任意後見受人との任意後見契約が成立したら、ご本人と後見受人の双方で公証役場へおもむいて、公正証書を作成します。（双方の身分証明書が必要）

任意後見契約について、公証役場に支払う手数料等	
公正証書作成の基本手数料	１１，０００円
登記嘱託手数料	１，４００円
登記所に納付する印紙代	２，６００円
その他	切手代など

任意後見契約の開始

POINT③　任意後見契約を始めるには、家庭裁判所に開始の申し立てをする。

ご本人の判断能力が低下したり、認知症状の現れなどが明らかに確認できる場合には、ご本人の承諾を得て、最寄りの家庭裁判所に任意後見契約の開始を申し立てます。

あわせて“任意後見監督人”の選任も家庭裁判所に申し立てます。

任意後見監督人とは任意後見受人が誠実に後見人を務めているかを監督する人です。

あらかじめ任意後見監督人の候補者を決めておく事もできます。しかし、監督人については希望通りの人物が選ばれるとは限りません。

申立てができる人	
本人	本人自ら申立ても出来ます。
配偶者	本人の同意が必要。
四親等内の親族	
任意後見受人	

任意後見契約の開始のながれ

1．任意後見人契約の開始と監督人の選任を家庭裁判所に申し立てます。

2．家庭裁判所の判断により、任意後見監督人が選任される。

3．任意後見契約が開始され、契約の効力が発動します。

任意後見監督人による監督がはじまり、任意後見受人によるご本人支援が開始されます。

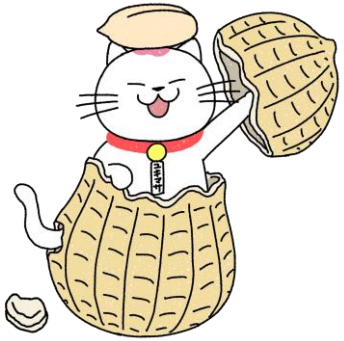

任意後見監督人への報酬は？

A　任意後見監督人への報酬は、管理する財産額によって違います。

報酬額の目安	
管理する財産額	月額報酬額
５０００万円以下	１万～２万円
５０００万円　超	２万５千～３万円

報酬はご本人の財産から支払われます。

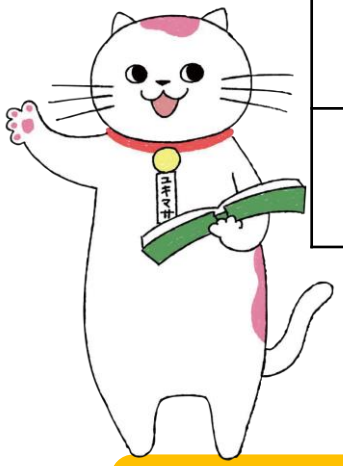

POINT④　任意後見制度を利用する事で、費用の負担を抑えられ無理のない計画が立てられる。

任意後見制度の良い部分・悪い部分

良い部分	悪い部分
ご本人が契約内容を自由に設計できる。	取消権が認められない。
任意後見受人を自由に選べる。	本人死後の財産管理や事務を後見人に頼むことができない。※1
任意後見受人の報酬を自由に決定できる。無報酬も可能。	専門家でない人が後見受人になると専門家のアドバイスを受けるため費用がかさむ可能性がある。
公証役場の手続きにより、契約内容は登記され任意後見人の地位が公的に認められる。	
法定後見よりも費用を抑えることができる。（法定後見は初期費用で50万円以上かかる）	
やり方によっては、障害を持っている子供の親御さんが後見人になれる。	

※1　本人の死後により、後見契約は終了するため財産管理はできませんが、対策として、「死後事務委任契約」をあらかじめ契約しておけば問題はカバーできます。

任意後見受人になれる人・なれない人

後見受人になれない人	後見受人になれる人
未成年者	左記に該当しなければ、人はもちろん 法人もなる事ができます。
家庭裁判所で解任された法定代理人、保佐人、 補助人	
破産者	
行方の知れない者	
本人に対して訴訟をし、又はした者およびその 配偶者ならびに直系血族	
不正な行為、著しい不幸跡、その他任意後見人の 任務に適しない事由がある者	

☆任意後見契約を途中で辞める事の要件

１．任意後見監督人が選任される前

公証人の認証を受けた書面によっていつでも解除できます。合意解除の場合には、合意解除書に認証を受ければすぐに解除の効力が発生し、当事者一方からの解除は、解除の意思表示をした書面に認証を受け、これを相手方に送付し、その旨を通知する。

２．任意後見監督人が選任された後

任意後見監督人が選任された後は、正当な理由があるときに限り、かつ、家庭裁判所の許可を得て解除する事ができます。
なお、前記のとおり任意後見受人について任務に適しない事由が認められるときは、家庭裁判所は、本人、親族、任意後見監督人の請求によって、後見受人を解任する事ができます。

任意後見制度のまとめ

1．判断能力が十分なうちに、後見人となる人を自由に選ぶことができ、代わりにやってもらう事（代理権）を自由に決めてゆくことができる。

2．法定後見人と違い、自分の選んだ人物が後見受人となるので、まったく見当違いの人物が後見受人となる事はない。

3．ご本人の判断能力や認知能力が低下したと判断してから、本人の同意を得て、家庭裁判所に開始の申し立てを後見契約の効力が発動するので、本人がしっかりしている内は、契約内容の見直しや、訂正、後見受人の変更を行うことができる。

4．契約書と代理権目録を公証役場にて公正証書とし、法務局にも登記されるので、後見受人となる人は、公的に認められる地位を得ることができる。

5．親族が後見受人となれば、支払報酬を無報酬にしたり、とにかく費用の負担が少ない。

6．身寄りのない方、親族や知人に後見受人となれる人がいない場合は、社会福祉協議会や介護施設などの法人とも契約する事ができる。

通常料金の場合		
内容	単位	単価
任意後見契約書の起案（原案）	A4用紙1枚	３０００円
代理権目録の起案（原案）		
任意後見契約のアドバイス･サポート	３０分	１５００円

終活適用料金の場合		
内容	単位	単価
任意後見契約書の起案（原案）	A4用紙1枚	２０００円
代理権目録の起案（原案）		
任意後見契約のアドバイス･サポート	1時間	１５００円

最後に料金の案内になりますが、通常の料金よりも当事務所で終活をおこなっていらっしゃる方は

割引の対象となります。通常料金と終活適用料金を比較してください。

（任意後見契約以外にも遺言書の作成、相続に関する料金も割引されます。）

ご連絡先は、、、

行政書士　フォーチュンクッキー法務事務所

代表行政書士:みやうち　まさのぶ

TEL:03－4361－9949　お問合せお待ちしております！